法人文書の種別		開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図面(2項から	イ	閲覧	100枚までごとにつき
5 項に該当するものを除			100円
< ₀)	口	複写機により用紙に複写	A3版以下の用紙1枚につき10円
		したものの交付(ハに掲	(A2版については40円、
		げる方法に該当するもの	A1版については80円)
		を除く。)	
	ハ	複写機により用紙にカラ	A3版以下の用紙1枚につき20円
		ーで複写したものの交付	(A2版については140円、
			A1版については180円)
	=	スキャナにより読み取っ	1 枚につき100円に当該文書
			又は図画1枚ごとに10円を加えた額
		ディスク(日本産業規格	
		X0606 及び X6281 に適	
		合する直径120ミリメ	
		ートルの光ディスクの再	
		生装置で再生することが	
		可能なものに限る。)に	
		複写したものの交付	
	ホ	スキャナに上り読み取っ	1 枚につき120円に当該文書
	7,		T
		ディスク(日本産業規格	人な四回「伏ここに」の「近加えた領
		X6241 に適合する直径 1	
		20ミリメートルの光デ	
		イスクの再生装置で再生	
		することが可能なものに	
		限る。)に複写したもの	
		の交付	
2 写真フィルム	イ		L版又は六切り版1枚につき10円
		の閲覧	
	口	印画紙に印画したもの	L版1枚につき30円
		の交付	(六切り版については430円)

3 スライド	イ 専用機器により映写した ものの閲覧	1巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したもの	L版1枚につき100円
	の交付	(六切り版については1300円)
4 マイクロフィルム	イ 専用機器により映写した ものの閲覧	1巻につき290円
	ロ 用紙に印刷したものの 閲覧	A1版以下の用紙1枚につき10円
	ハ 用紙に印刷したものの	A4版以下の用紙1枚につき80円
	交付	(A3版については140円、
		A2版については370円、
		A1版については690円)
5 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円
	ロ ビデオカセットテープに	6800円
	複写したものの交付	(16ミリメートル 映画フィルムに
	K TOTE OVER A TOTAL	ついては13000円、
		35ミリメートル映画フィルムに
		ついては10100円)に記録時間1
		0分までごとに2750円
		(16ミリメートル映画フィルムに
		ついては3200円、35ミリメート
		ル映画フィルムについては
		2650円)を加えた額
6 録音テープ又は録音		1 巻につき 2 9 0 円
ディスク	ものの聴取	
	ロ 録音カセットテープに	1巻につき430円
	複写したものの交付	
7 ビデオテープ又はビデ	イ 専用機器により再生した	1巻につき290円
オディスク	ものの視聴	
	ロ ビデオカセットテープに	1巻につき580円
	複写したものの交付	

8 電磁的記録(5項~7項	イ.	A 3 版以下の用紙に用	月紙100枚までごとにつき
に該当するものを除く。)		出力したものの閲覧 2	200円
	口	専用機器により再生し 1	ファイルにつき410円
		たものの閲覧又は視聴	
	ハ	A3版以下の用紙に出力 用	紙1枚につき10円
		したものの交付(ニに掲	
		げる方法に該当するもの	
		を除く。)	
	1]	A3版以下の用紙にカラ 用	紙1枚につき20円
		ーで出力したものの交付	
	ホ	光ディスク(日本産業規 1	. 枚につき100円に
		格 X0606 及び X6281 に適 1	ファイルごとに210円を
		合する直径120ミリメ加	口えた額
		ートルの光ディスクの再	
		生装置で再生することが	
		可能なものに限る。)に	
		複写したものの交付	
	^	光ディスク(日本産業規 1	枚につき120円に
		格 X6241 に適合する直径 1	ファイルごとに210円を
		120ミリメートルの光 加	口えた額
		ディスクの再生装置で再	
		生することが可能なもの	
		に限る。)に複写したも	
		のの交付	

- 備考1 1項ロ若しくはハ、4項ハ又は8項ハ若しくは二の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として金額を算定する。
 - 2 この表に定める開示の実施の方法により難い場合の開示の実施の方法及び開示実施手数料の額は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令に定める開示の実施の方法及び 開示手数料の額を参酌してそのつど定める。